

# 検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2010年3月31日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No. 103】

## 「さつき企画」私物化の事実関係の真実相当性も判示！

引き続き、JR総連らが原告の「週刊現代裁判」の判決の内容について検証する。本号では、松崎氏や家族が「さつき企画」を私物化していた件に関する判断について紹介したい。この問題については本情報「No.69～72」で検証しているので、こちらも参照されたい。

第3 争点についての判断 3争点(3)について (4)本件記事部分3  
ウ さつき企画に関する表現については、さつき企画が松崎及びその家族によって財産を殖やすために利用されていたことの実態が重要な部分について真実であるか、又は被告西岡及びK(注:「週刊現代」編集長)がこれが真実であると信ずるについて相当の理由があったかを検討する必要があるところ、甲8号(注:書証番号)によれば、第8回記事には、松崎らが財産を殖やした方法に関するより具体的な事実、すなわち、当時さつき企画の唯一の株主であった松崎が、ミュージシャンであって、原告両組合と関わりがない息子のAをさつき企画の代表取締役役に就任させたこと、松崎がA夫妻に原告両組合の組合歌等を作詞作曲させ、さつき企画がそのCDを原告両組合の組合員に売っていたこと、さつき企画が原告両組合を通じてウコンやプロポリス等の健康食品を原価に比べて高値で原告両組合の組合員に販売していたこと等の各事実が記載されていることが認められる。そして証拠及び弁論の全趣旨によれば、平成13年ころには松崎がさつき企画の唯一の株主であったこと、Aが平成14年3月にさつき企画の取締役に、次いで平成15年6月にその代表取締役に就任したこと、Aが複数のJRの労働組合のために歌を作ったこと、さつき企画の社員がJRの労働組合の地方本部の大会や中央委員会等、また組合の機関紙などでその販売する健康食品の宣伝をしたこと、さらに、地方本部の役員が所属組合員への販売促進を行い、注文を取りまとめてさつき企画に発注したことが認められる。また、証拠及び弁論の全趣旨によれば、被告西岡は、さつき企画の前身であるさつき商事の取締役を務めていたA(注:元東労組中央執行委員)から、さつき企画の販売する健康食品の販売価格が原価に比べて高いと聞いたことが認められる。これらの各事情に照らすと、被告西岡及びKが上記各事実が真実であると信ずるについて相当の理由があるというべきである。そして、上記認定事実に照らすと、さつき企画が松崎の集金マシンの一つであるとの表現は、意見ないし論評としての域を逸脱したものではないといえる。したがって、さつき企画に関する表現は、原告両組合に対する不法行為を構成しないというべきである。

## JR総連の訴訟のお陰で松崎氏の組織私物化の真実性ますます高まる！

判決は、松崎氏が「さつき企画」の唯一の株主であったこと、息子A氏が同社の取締役・代表取締役に就任したこと、複数の労組のために歌を作ったこと、「さつき企画」の社員が労組の地方本部の大会や中央委員会等、組合の機関紙などでその販売する健康食品の宣伝をしたこと、地方本部の役員が所属組合員への販売促進を行い、注文をまとめて「さつき企画」に発注したことなどの事実関係を認めた。そして「さつき企画」が松崎氏と家族によって財産を殖やすために利用されていたとの事実を真実だと信ずるに相当の理由があること、「さつき企画」が松崎の集金マシンの一つであるとの表現は、意見・論評の域を逸脱したものではないことを明確に判示した。「デッチあげ」「弾圧」などと叫び、組合費で裁判を乱発するJR総連・東労組だが、そのお陰で、裁判所から「松崎氏らの組織私物化を事実と信用するには相当の理由がある」とのお墨付きが与えられた。JR総連・東労組は「不当判決」と糾弾しているが、控訴審でさらに真実性が高まることが期待される。

「検証・JR革マル浸透と組織私物化の実態！」はJR連合ホームページに掲載中！ <http://homepage1.nifty.com/JR-RENGO>